

第 A114002 号  
2021 年 10 月 2 日  
学生会館委員会

# 公示

「会議室・音楽練習室・和室使用規程」第 2 条を以下のように改正する。

## 第 1 章 総則

### 第 2 条（定義）

- 1 この規程において「会議室」とは、学生会館の 101 号室、210 号室、211 号室、213 号室、215 号室及び第 1 集会室並びにキャンパスプラザの第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室及び第 4 会議室をいう。
- 2 この規程において「音楽練習室」とは、学生会館の第 1 音楽練習室、第 2 音楽練習室、第 3 音楽練習室、第 4 音楽練習室及び第 5 音楽練習室並びにキャンパスプラザの第 6 音楽練習室、第 7 音楽練習室、第 8 音楽練習室及び第 9 音楽練習室をいう。
- 3 この規程において「和室」とは、学生会館の和室をいう。

以上